

当社と東洋紡エムシー株式会社との吸収分割に
係る会社法第 782 条第 1 項に定める事前開示書面

東洋紡株式会社

目 次

1. 吸収分割契約の内容（会社法第 782 条第 1 項第 2 号）
2. 分割対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 1 号）
3. 剰余金の配当等に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 2 号）
4. 新株予約権の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 3 号）
5. 吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表の内容（会社法施行規則第 183 条第 4 号）
6. 吸収分割承継会社の成立の日後の会社財産に重要な影響を与える事象の有無およびその内容（会社法施行規則第 183 条第 4 号）
7. 吸収分割会社における最終事業年度の末日後の会社財産に重要な影響を与える事象の有無およびその内容（会社法施行規則第 183 条第 5 号）
8. 吸収分割が効力を生ずる日以後における吸収分割会社の債務および吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 183 条第 6 号）

当社は、当社を吸収分割会社、東洋紡エムシー株式会社を吸収分割承継会社とする吸収分割（以下「本分割」といいます。）に関し、会社法第 782 条第 1 項の定めに従い、本書面を当社本店に備置します。

1. 吸収分割契約の内容（会社法第 782 条第 1 項第 2 号）

契約の内容は、別添 1（吸収分割契約書）のとおりです。

2. 分割対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 1 号）

吸収分割承継会社は、本分割に際し、吸収分割承継会社の普通株式 31,000 株を当社へ交付します。

吸収分割承継会社が当社に交付する対価の種類および吸収分割承継会社が発行する株式数については、吸収分割承継会社が当社の完全子会社であり、本分割に際して新たに発行する株式のすべてが当社に交付されること、また、当該株式数については、両社で協議のうえ決定したものであることから、相当であると判断しています。

また、本分割により増加する吸収分割承継会社の資本金および準備金の額は、承継される資産および負債について評価を行ったうえで、本分割後の吸収分割承継会社の資本政策その他の諸事情を総合的に勘案したものであることから、相当であると判断しています。

3. 剰余金の配当等に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 2 号）

該当事項は、ありません。

4. 新株予約権の定めに関する事項（会社法施行規則第 183 条第 3 号）

該当事項は、ありません。

5. 吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表の内容（会社法施行規則第 183 条第 4 号）

別添 2（吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表）のとおりです。

6. 吸収分割承継会社の成立の日後の会社財産に重要な影響を与える事象の有無およびその内容（会社法施行規則第 183 条第 4 号）

該当事項は、ありません。

7. 吸収分割会社における最終事業年度の末日後の会社財産に重要な影響を与える事象の有無およびその内容（会社法施行規則第 183 条第 5 号）

(1) 保険金の受領

当社は、2020 年 9 月に当社犬山工場で発生した火災事故に係る保険金額が確定したため、2023 年 3 月期第 1 四半期会計期間において、「受取保険金」として 5,607 百万円を特別利益に計上しました。

(2) 国内無担保普通社債の発行

当社は、2022年4月25日開催の取締役会において、国内無担保普通社債の発行について包括決議を行いました。概要は以下のとおりです。

- ①発行総額 20,000百万円以下。
ただし、この範囲内で複数回の発行を妨げない。
- ②発行価額 各社債の金額100円につき金100円。
- ③利率 社債と同年限の日本国債流通利回り+1.0%以下。
- ④払込期日 2022年4月26日から2023年3月31日まで。
ただし、本期間中に募集がなされた場合は、払込期日が本期間後であっても含まれるものとする。
- ⑤償還期限 5年以上10年以内。
- ⑥償還方法 満期一括償還。
ただし、買入消却条項を付すことができる。
- ⑦資金使途 借入金返済資金、社債償還資金、有価証券の取得資金（M&Aによる株式取得資金を含む）、運転資金および設備資金。
- ⑧特約条項 本社債について「担保提供制限条項」を付すものとする。
- ⑨その他 会社法第676条各号に掲げる事項およびその他社債発行に必要な一切の事項の決定は、上記の範囲内で財務部統括役員に一任することとする。

(3) 譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分

当社は、2022年6月24日開催の取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分をしました（普通株式86,347株、処分価額の総額87百万円、払込期日2022年7月22日）。

8. 吸収分割が効力を生ずる日以後における吸収分割会社の債務および吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第183条第6号）

当社の2022年3月31日現在の貸借対照表および吸収分割承継会社の成立の日現在の貸借対照表における資産の額、負債の額および純資産の額は、以下のとおりです。

当社	資産の額	447,112百万円
	負債の額	290,839百万円
	純資産の額	156,273百万円
吸収分割承継会社	資産の額	200百万円
	負債の額	0百万円
	純資産の額	200百万円

いずれの会社についても、2022年3月31日または吸収分割承継会社の成立の日から2023年2月6日までに上記6.および7.以外にその資産および負債の状況に重大な変動を生じさせる事態は生じておらず、また、同日以降、本分割の効力発生日に至るまでも、現在のところ見込まれていません。

また、効力発生日において、当社から吸収分割承継会社に移転する資産の額は62,361百万円（見込み額）であり、負債の額は36,062百万円（見込み額）です。さらに、吸収分割承継会社については、本分割の効力発生日付で、三菱商事株式会社（本社：東京都千代田区、代表取締役社長：中西勝也）を引受先とする第三者割当増資の実施を予定していますが、その他、本分割の効力発生後においても、当社および吸収分割承継会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は、現在のところ予想されていません。

従いまして、本分割後における当社および吸収分割承継会社の資産の額は、負債の額を十分に上回る見込みです。

以上の点から、当社および吸収分割承継会社の負担する債務については、本分割の効力発生日以降も履行の見込みに問題はないと判断しています。

以上

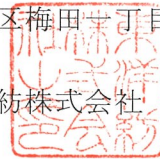
なお、本書面記載事項のうち、写しである書類については、原本の写しに相違ありません。

2023年2月6日

大阪市北区梅田3丁目13番1号

東洋紡株式会社

代表取締役 竹内郁夫



別添 1 (吸収分割契約書)



吸収分割契約書

東洋紡株式会社（以下「甲」という。）と東洋紡エムシー株式会社（以下「乙」という。）とは、甲の本件事業（第2条に定義する。）を乙が承継する吸収分割（以下「本吸収分割」という。）に関し、2023年1月25日（以下「本契約締結日」という。）、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（本吸収分割をする会社の商号及び住所）

本吸収分割に係る吸収分割会社たる甲及び吸収分割承継会社たる乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 吸収分割会社

商号：東洋紡株式会社

住所：大阪府大阪市北区梅田一丁目13番1号

(2) 吸収分割承継会社

商号：東洋紡エムシー株式会社

住所：大阪府大阪市北区梅田一丁目13番1号 大阪梅田ツインタワーズ・サウス

第2条（吸収分割）

甲は、本契約の定めるところにより、吸収分割の方法により、効力発生日（第7条に定義する。以下同じ。）をもって、甲が営む別紙1「本分割対象事業」に規定する事業（以下「本件事業」という。）等に関して有する次条記載の権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第3条（承継する権利義務）

- 乙が甲から承継する権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）は、別紙2「承継権利義務明細表」記載のとおりとする。なお、本契約締結後、効力発生日までに甲に新たに帰属するに至った本件事業に関する権利義務は、別紙2「承継権利義務明細表」の記載に従い、承継対象権利義務に含めるものとする。
- 甲から乙への債務の承継は、全て免責的債務引受の方法によるものとする。なお、本契約において承継対象権利義務に含まれるものとされている債務が、会社法その他の法令（日本法以外の法令を含む。）の規定に基づき甲の債務とされた場合、当該債務については、甲及び乙の間においては乙の最終的な負担とする。
- 承継対象権利義務の承継に伴う登記、登録、通知その他の手続に要する一切の費用は、乙の負担とする。

第4条（本吸収分割に際して交付する株式等の数）

乙は、本吸収分割に際して、普通株式31,000株を発行し、その全てを承継対象権利義務

務に代わり甲に交付する。

第5条（乙の資本金及び準備金の額）

本吸収分割により増加すべき乙の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は、次のとおりとする。

(1) 資本金	0円
(2) 資本準備金	0円
(3) 利益準備金	0円

第6条（分割承認決議等）

1. 甲は、会社法第784条第2項の規定により、本契約につき株主総会の承認を得ることなく、本吸収分割を行う。
2. 乙は、効力発生日の前日までに、本契約につき株主総会の承認（会社法第319条第1項に基づき株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。）を得るものとする。

第7条（本吸収分割が効力を生ずる日）

本吸収分割が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2023年4月1日とする。但し、本吸収分割の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は協議し合意の上、この期日を変更することができる。

第8条（会社財産の管理等）

甲は、本契約締結日から効力発生日の前日（同日を含む。）までの間において、善良なる管理者としての注意をもって本件事業に係る業務を執行し、かつ一切の財産の管理及び事業の運営を行うものとする。また、甲は、本契約に別段の定めがある場合を除き、本件事業に係る財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、予め乙と協議し合意の上、これを行うものとする。

第9条（精 算）

効力発生日以降、以下の各号に定める事由が生じた場合、各当事者は、相手方当事者に対し、当該各号に定める額の支払を請求することができる。

- (1) 相手方当事者が自らに帰属すべき金銭債権の弁済その他の支払を受領した場合
当該受領額
- (2) 自らが相手方当事者の負担すべき金銭債務につき弁済その他の負担をした場合
当該負担額

第 10 条（競業禁止義務）

甲は、本件事業に関し、乙に対し、会社法第 21 条に基づく競業禁止義務を負わないものとする。

第 11 条（分割条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結日から効力発生日の前日までの間に、承継対象権利義務に重大な変動が生じた場合、本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合、甲及び乙は協議し合意の上、本契約に規定する条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第 12 条（本契約の効力）

本契約は、前条に基づき本契約が解除された場合にはその効力を失う。

第 13 条（準拠法及び管轄裁判所）

本契約は日本法を準拠法とし、本契約に関連する紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 14 条（協議事項）

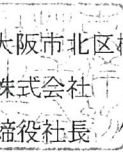
本契約に定める事項のほか、本契約に定めのない事項その他本吸収分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙は協議し合意の上、これを決定する。

[本頁以下余白]

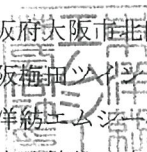
本契約締結の証として、本書を2通作成し、甲及び乙は各々記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

2023年1月25日

甲： 大阪府大阪市北区梅田一丁目13番1号
東洋紡株式会社
代表取締役社長 竹内 郁夫



乙： 大阪府大阪市北区梅田一丁目13番1号
大阪梅田インタワークラス・サウス
東洋紡エムエス株式会社
代表取締役 森重 地加



別紙1「本分割対象事業」

本吸収分割に係る分割対象事業は、甲の以下の事業（括弧内は甲の主要所管部署を指す。）をいう。

- (1) 重合開発営業に関する事業（重合開発営業部）
- (2) バイロン・ハードレンに関する事業（バイロン・ハードレン事業総括部、バイロン・ハードレン国内営業部、バイロン・ハードレン海外営業部、バイロン・ハードレン拡大戦略部、バイロン・ハードレン生産管理部、バイロン・ハードレン技術開発部、バイロン技術センター、ハードレン技術センター）
- (3) 光機能材に関する事業（光機能材料事業部、光機能材料技術センター）
- (4) ファインケミカルに関する事業（ファインケミカル事業部、ファインケミカル技術センター）
- (5) エンジニアリングプラスチックに関する事業（エンプラ事業総括部、エンプラ営業部、エンプラマーケティング開発部、エンプラ海外事業推進部、エンプラ品質生産管理部、エンプラ技術開発部、エンプラ技術センター、エンプラ CAE センター）
- (6) アクア膜に関する事業（アクア膜事業部）
- (7) 環境ソリューション装置に関する事業（環境ソリューション装置事業部）
- (8) AC 製品に関する事業（AC 製品事業部）
- (9) AC 材料に関する事業（AC 材料事業部）
- (10) スパンボンドに関する事業（スパンボンド事業部）
- (11) 生活資材に関する事業（生活資材事業部）
- (12) スーパー繊維に関する事業（スーパー繊維事業部）
- (13) 上記(1)乃至(12)に記載の事業に関連する甲の各部署（機能マテリアル品質保証部、化成品加工事業総括部、岩国ポリマー工場、高砂工場、モビリティ生産技術部、環境ソリューション事業総括部、環境ソリューション事業開発部、不織布事業総括部、AC 開発研究所、不織布事業開発部、繊維機能材事業総括部、機能材開発研究所、岩国機能材工場、アクア膜技術センター）における企画・開発・製造等の事業
- (14) 甲の以下の各部署における企画・開発・製造等の事業のうち、上記(1)乃至(12)に記載の事業にのみ関する事業
モビリティ品質保証部、生活・環境品質保証部、大阪フィルム・機能マテリアル管理部、フィルム・機能マテリアル企画部、フィルム・機能マテリアルマーケティング戦略部、化成品業務部、機能マテリアル生産技術総括部、機能マテリアル生産技術部、モビリティ管理部、モビリティマーケティング戦略部、生活・環境管理部、生活・環境マーケティング戦略部、生活・環境生産技術部、敦賀機能材工場、機能膜開発研究所、岩国機能膜工場

別紙2「承継権利義務明細表」

1. 資産

本吸収分割により、乙が甲から承継する資産は、以下の(a)乃至(d)とする。

- (a) 効力発生日前日において本件事業のみに属する資産（但し、知的財産権の承継については本別紙第3項において別途定めるとおりとする。また、現預金については(b)に記載のとおりとし、子会社、関連会社株式については下記(c)に記載のとおりとする。）のうち、法令上承継可能なもの。但し、以下の資産を除く。また、法令による関係官庁（日本以外の国、地域を含む。）の許認可、契約による第三者の同意又は承認等が必要な場合であつて、甲が最大限の努力をしても、当該許認可、同意又は承認等が得られない場合には当該資産を承継対象権利義務から除外するものとし、この場合の対応については甲乙別途協議の上決定する。

本件事業のみに属するが承継しない資産

- (1) 売上債権その他の効力発生日前日において発生している金銭債権（但し、本件事業にのみ属する甲の子会社及び関連会社（以下、台湾呉羽股份有限公司を含み、「乙グループ」という。）との取引に係るものを除く。）
- (2) 本件事業に使用する一切の土地
- (3) 甲の敦賀事業所におけるポリマー工場及びポリマー開発センターの建物及び構築物（疑義を避けるために言えば、敦賀事業所における動力設備管理（管理部門、総務部門、電力管理、設備メンテナンス）に関する建物及び構築物は甲が営む本件事業と本件事業以外の事業の双方に属するため本吸収分割により承継せず、高砂工場の動力設備管理に関する建物及び構築物は本件事業のみに属するため本吸収分割により承継する。）
- (4) 上記(3)記載の工場、建物及び構築物において使用され、また当該工場等に設置される機械装置及び設備
- (5) (c)記載の子会社、関連会社を除く子会社、関連会社が発行する株式（疑義を避けるために言えば、東洋紡管理（上海）有限公司及び TOYOBO (THAILAND) CO., LTD.は、甲が営む本件事業と本件事業以外の事業の双方に属するため承継しない。）
- (6) 未収法人税・事業税等（もしあれば）
- (7) 未収消費税・地方消費税（もしあれば）
- (8) 甲の敦賀事業所におけるスパンボンド棟及びザイロン棟において使用又は設置される放射線設備（付帯設備を含む。）
- (9) 甲の岩国事業所におけるポリマー工場において使用又は設置される放射線設備及び熱媒ボイラー設備（全設備の付帯設備を含む。）

- (b) 本吸収分割において甲から乙に承継する現預金（以下「承継対象現預金」という。）は、0億円とする。但し、(i)効力発生日直前における本件事業に関する連結純資産額（承継対象の現預金を0億円、承継対象借入金（本別紙第2項(b)で定義する。）を337億円と仮定して算出する。）（以下「クロージング純資産額」という。）が312億円（以下「基準純資産額」という。）を下回る場合は、承継対象現預金の金額は当該差額相当額分が加算された金額とする。
- (c) 本吸収分割において甲から乙に承継する子会社、関連会社株式又は出資金は、効力発生日前日において甲が保有する以下に掲げる会社が発行する株式又は当該会社に対する出資金とする。
- (1) 東洋紡フォトケミカルズ株式会社
 - (2) 株式会社ティー・エヌ・シー
 - (3) TOYOBO CHEMICALS(Thailand) Co., Ltd.
 - (4) 三元化成株式会社
 - (5) 三東洋行有限公司
 - (6) 呉羽テック株式会社
 - (7) 株式会社ユウホウ
 - (8) 東洋紡テクノサービス株式会社
 - (9) 株式会社東洋紡カンキョーテクノ
 - (10) ARABIAN JAPANESE MEMBRANE COMPANY, LLC
 - (11) TOYOBO MEXICO, S.A. DE C.V.
 - (12) 日本ダイニーマ株式会社
- (d) 上記(a)乃至(c)に掲げる資産のほか、効力発生日前日において主として本件事業に属する資産であって次に掲げるもの。
- (1) 本件事業に使用する建物
 - (2) 本件事業に使用する機械装置及び設備

2. 債務

本吸収分割により、乙が甲から承継する債務は、以下の(a)及び(b)とする。

- (a) 効力発生日前日において本件事業のみに属する債務（但し、契約に係る契約上の地位及びこれに付随する権利義務の承継については本別紙第4項及び第5項において別途定めるとおりとし、以下の負債に係る債務を除く。また、借入金債務については(b)に記載のとおりとする。）のうち、法令上承継可能なもの。

本件事業のみに属するが承継しない負債

- (1) 仕入債務（但し、乙グループとの取引に係るものを除く。）
- (2) 未払金（但し、乙グループとの取引に係るものを除く。）
- (3) 未払法人税・事業税等
- (4) 未払消費税・地方消費税
- (5) その他流動負債（前受金、取引保証金、有償支給に係る負債を除く。）
- (6) 退職給付引当金
- (7) 本件事業に係る一切の不法行為又は債務不履行に基づく損害賠償債務

- (b) 本吸収分割において甲から乙に承継する金融機関又は甲の子会社からの借入金（以下「承継対象借入金」という。）の総額は、337億円とする。但し、クロージング純資産額が基準純資産額を上回る場合は、承継対象借入金の金額は本純資産超過額分が加算された金額とする。各債権者毎の借入金金額は、債権者の同意を得て甲が指定する。

3. 知的財産権

本吸収分割による特許権、実用新案権、意匠権、商標権（これらの登録を受ける権利を含む。）、著作権及びノウハウ（以下「知的財産権」と総称する。）の取扱いは、以下のとおりとする。

- (1) 甲が単独で保有する、本件事業のみに属する知的財産権
効力発生日前日において本件事業のみに属する知的財産権（但し、甲が単独で保有するものに限り、共有に係る権利を含まない。）は、乙が甲から承継する。但し、法令による関係官庁（日本以外の国、地域を含む。）の許認可、契約による第三者の同意若しくは承認等が必要な場合であって甲が最大限の努力をしても、当該許認可、同意又は承認等が得られない場合には当該知的財産権を承継対象権利義務から除外するものとし、この場合の対応については甲乙別途協議の上決定する。但し、「東洋紡」、「TOYOBO」又は「东洋纺」（これらに相当する外国語の表記を含む。）を含む商標に係る商標権については、甲から乙に承継せず、甲は乙に当該商標権を使用許諾する。
- (2) 甲が単独で保有する、本件事業に属するその他の知的財産権
効力発生日前日において本件事業に属する知的財産権（但し、(1)記載のものを除く。また、甲が単独で保有するものに限り、共有に係る権利を含まない。）は、その持分の半分を、乙が甲から承継する。但し、法令による関係官庁（日本以外の国、地域を含む。）の許認可、契約による第三者の同意若しくは承認等が必要な場合であって、甲が最大限の努力をしても、当該許認可、同意若しくは承認等が得られない場合には当該知的財産権を承継対象権利義務から除外するものとし、この場合の対応については甲乙別途協議の上決定する。但し、「東洋紡」、

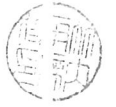
「TOYOBO」又は「东洋纺」（これらに相当する外国語の表記を含む。）を含む商標に係る商標権については、甲から乙に承継せず、甲は乙に当該商標権を使用許諾する。

- (3) 甲が第三者と共同で保有する知的財産権
- (i) 効力発生日前日において本件事業のみに属し、甲が第三者と共同で保有する知的財産権は、甲の持分を乙が甲から承継する。
 - (ii) 効力発生日前日において本件事業に属し、甲が第三者と共同で保有する知的財産権（但し、(i)記載のものを除く。）は、その持分の半分を乙が甲から承継する。
 - (iii) 但し、(i)及び(ii)にかかわらず、法令による関係官庁（日本以外の国、地域を含む。）の許認可、契約又は法令による第三者の同意若しくは承認等が必要な場合であって、甲が最大限の努力をしても、当該許認可、同意若しくは承認等が得られない場合には当該知的財産権を承継対象権利義務から除外するものとし、この場合の対応については甲乙別途協議の上決定する。
- (4) 乙が甲から承継した知的財産権の発明者等への報奨
- (i) (1)又は(3)(i)により、乙が承継する知的財産権に関する発明者、考案者及び意匠の創作者に対する発明等の報奨債務（以下「発明報奨債務」という。）は、甲から乙に承継されるものとする。
 - (ii) (2)又は(3)(ii)により、乙が甲の持分の半分を承継する知的財産権に対する発明報奨債務は、甲から乙が重疊的債務引受（併存的債務引受）の方法により承継するものとする。但し、発明報奨債務の甲及び乙の間の負担その他の取扱いは、甲及び乙の間で別途定める取り決めによる。

4. 契約（雇用契約を除く）

本吸収分割により、効力発生日前日において本件事業のみに属する、売買に関する契約、業務委託に関する契約、リース契約、共同開発契約、リポート契約、賃貸借契約、知的財産権に関するライセンス契約、第三者との共同出願契約その他の一切の契約（但し、雇用契約、本別紙第1項(a)(2)乃至(9)及び第2項により乙に承継されない資産又は債務に係る契約を除き、また、本項において以下単に「専用契約」という。）に係る契約上の地位及びこれに基づく権利義務を、乙が甲から承継する。また、本吸収分割により、効力発生日前日において本件事業と本件事業以外の事業の双方に属する、売買に関する契約、業務委託に関する契約、リース契約、共同開発契約、リポート契約、賃貸借契約、知的財産権に関するライセンス契約、第三者との共同出願契約その他の一切の契約（但し、雇用契約、本別紙第1項(a)(2)乃至(9)及び第2項により乙に承継されない資産又は債務に係る契約を除き、また、本項において、以下専用契約と総称して「契約」という。）に係る契約上の地位及びこれに基づく権利義務（但し、本件事業に適用される部分のみに限る。）を、乙が甲から承継する。但し、①前

項の知的財産権等に係る契約については、乙が甲から承継する持分の範囲で前二文の契約上の地位及びこれに基づく権利義務を乙は甲から承継することを前提に甲、乙及び第三者との間で別途新たに契約を締結するものとし、②承継対象権利義務に含まれる甲の契約上の地位又は当該契約に基づく権利義務を本吸収分割により乙に承継することが、当該契約に定める義務と抵触し、かつ甲が最大限の努力をしても、当該義務の免除について当該契約の相手方の同意が得られない場合、又は、甲の契約上の地位等を乙に承継させるために当該契約において必要とされる手続を、甲が最大限の努力をしても効力発生日の前日時点において履行できる見込みがない場合、その他甲が最大限の努力をしても当該契約上の地位等を乙に承継させることにより甲又は乙に重大な不利益が発生する場合には、当該契約上の地位及び当該契約に基づく権利義務を、承継対象権利義務から除外するものとし、この場合の対応については甲乙別途協議の上決定する。



5. 雇用契約

本件事業に従事する甲の従業員との間の雇用契約に係る契約上の地位及びこれに付随する権利義務は、本吸収分割によって承継しない。但し、本事業に属する知的財産権に係る職務発明に関する権利義務は本別紙第3項の規程に従う。

6. 許認可

本吸収分割により、乙が甲から承継する許認可・補助金は、効力発生日前日において本件事業のみに属する免許、許可、認可、承認、登録、届出、補助金等のうち法令上承継可能なものとする。

7. その他

承継対象権利義務の詳細については、2022年9月30日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎として、これに効力発生日前日までの増減を調整して確定する。



以上

別添 2 (吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表)



貸借対照表

(令和4年9月5日現在)

東洋紡エムシー株式会社

単位：千円

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【 流 動 資 産 】	200,000	【 流 動 負 債 】	
現金及び預金		【 固 定 負 債 】	
【 固 定 資 産 】		純 資 産 の 部	
【 有 形 固 定 資 産 】		科 目	金 額
【 無 形 固 定 資 産 】		【 株 主 資 本 】	
【 投 資 そ の 他 の 資 産 】		資 本 金	100,000
【 繰 延 資 産 】		資 本 剰 余 金	100,000
資 産 合 計	200,000	負 債 ・ 純 資 産 合 計	200,000

原本の写しに相違ありません。

令和5年2月6日

東洋紡エムシー株式会社

代表取締役 森重 地加男

